

# 庁舎整備の今後の方向性

令和 4 年 2 月  
大 牟 田 市

## 【 経過 】

現在の市庁舎は、昭和11年の本館の建設以降、市民ニーズの拡大とともに増築を繰り返し、建物や設備の老朽化、耐震性能不足、バリアフリー、わかりにくさなどへの対応といった課題を抱えている。

平成28年4月に発生した熊本地震においては、地方公共団体の庁舎が損壊し、使用不能になったことで、災害対応や業務継続に支障をきたした例が見られ、全国的に庁舎の耐震性能の確保の重要性が認識された。

これを踏まえ、本市では、庁舎整備の検討を当初の予定より前倒しして実施することとし、検討を重ねてきた。

各年度における主な実施内容は以下のとおりである。

年度	主な実施内容
H28	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 庁舎の耐震診断調査及び現況調査</li> </ul>
H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 整備手法別(改修、建替え等)のモデルケースによる事業シミュレーションを実施し、庁舎整備の論点を整理</li> </ul>
H30	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市庁舎の整備に関する「市民アンケート」、「インターネットアンケート」、「団体アンケート」、「団体説明会」、「意見交換会」</li> <li>● 大牟田市庁舎整備検討委員会(附属機関)を設置し、①庁舎に求められる機能、②整備手法、③建替えの際の建設場所等についての答申を受ける</li> <li>● 平成31年2月に「庁舎整備に関する基本方針(案)」を策定</li> </ul>
H31	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本方針(案)の意見交換会・説明会</li> <li>● 市議会総務委員会からの申し入れに基づき、「企業局庁舎を活用し、笹林公園に新庁舎を整備するケース」のシミュレーション実施</li> <li>● 2回目の市民アンケート</li> </ul>
R2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民アンケートの結果をふまえ、基本方針(案)の再検討を公表</li> <li>● 「公民連携による庁舎整備の実現可能性調査」を開始</li> </ul>
R3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公民連携による庁舎整備の実現可能性調査</li> <li>● 様々なモデルケースを想定した事業シミュレーション</li> </ul>

以上の経過をふまえ、以降の「庁舎整備に関する今後の方向性」を取りまとめた。

## 1 基本姿勢

- (1) 新庁舎の整備においては、将来を見据えた「機能性」と「経済性」の両立を基本とし、本市の歴史・文化を基盤とした良好な「景観性」、公共財として市民に親しまれる「公共性」の均衡に配慮しながら大牟田駅周辺の活性化を目指す。
- (2) 新庁舎の整備の検討にあたっては、行政事務に関する機能性については行政が主体となって進め、景観性及び公共性に関する機能については、市民並びに専門家の意見を聴きながら進めていく。
- (3) 行政事務に関する機能性の検討にあたっては、人口減少やデジタル化、さらには感染症対策など将来を見据えた市民サービスの改善や業務効率化、職員の働き方改革などを並行して進める。

## 2 基本事項

### (1) 新庁舎が備えるべき機能

災害対策の拠点としての役割を果たし、市民サービスをより効率的に提供するなど、将来にわたり市役所の事務を円滑に実施できるよう、以下の機能を備えた新庁舎の整備を目指すこととする。

- ① 来庁者に分かりやすく、効率的に市民サービスを提供できる機能
- ② バリアフリー化などに対応した誰もが利用しやすい機能
- ③ 庁舎の安全を確保し、災害対策の拠点となる機能
- ④ 新型コロナウイルスをはじめとした感染症に対応した機能
- ⑤ 高いセキュリティと来庁者のプライバシーが確保できる機能
- ⑥ 環境負荷を抑える機能

### (2) 新庁舎の位置

新庁舎の位置は、現在地、立体駐車場敷地、笹林公園のいずれかとする。その理由は以下のとおりである。

- ① 令和2年2月の市民アンケートの結果、6割以上が現在地周辺のエリアを求めていること。
- ② 公共交通の利便性が高く、分かりやすい場所であること。
- ③ 庁舎の機能性及び経済性の向上には、一定の集約化が必要であり、すでに多くの庁舎と庁舎機能が集積し、集約に必要な敷地面積も確保できること。

### 3 検討の進め方

- (1) 本館の民間活用については、庁舎周辺のにぎわいの創出や税収入を含めた経済波及効果、賃料収入等も見込まれ、現時点では、庁舎として継続して使用するよりも、将来的には市の負担を抑えながら本館を保存できる有力な方法と考えられる。よって、民間事業者との対話を継続し、議会や市民の意見を聴取したうえで、令和5年度までに取扱を決定することをめざす。
- (2) 新庁舎の整備については、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興が進み、新たなごみ処理施設建設事業終了予定の令和10年度建設開始を目途に、今後、必要な調査・検討を実施し、議会や市民の意見を聴取しながら、令和6年度までに基本構想を策定することをめざす。
- (3) 上記を踏まえ、本館の取扱と新庁舎の整備は、それぞれ検討を進める。

※なお、現在の各庁舎等の取扱について、以下の考え方を基本に検討を進める。

- 「公民連携による新庁舎の整備の実現可能性調査」の結果より、民間事業者による本館の利活用について、一定の可能性があることから、今後、庁舎使用ではなく、民間活用を基本として検討を進める。
- 本庁舎敷地内の建物(新館、企業局庁舎、職員会館)は、庁舎の再配置に合わせ、建替えや移転等を検討することとし、次の検討段階である「新庁舎の整備に関する基本構想(仮称)」の中でそれぞれの取扱を整理する。
- 本庁舎敷地周辺の庁舎(北別館、南別館、保健センター)は、耐震性能を有しており、継続して使用できると見込まれることから、改修を行いながら当分の間使用することとする。

### 4 スケジュール

年度 項目	R4	R5	R6	~R9			R10~	R13~15
新庁舎 整備	基本 方針	基本 構想	基本 計画	基本 設計	実施 設計	着工	供用 開始	
本館	取扱 検討	取扱 決定	以降、本館を民間活用する場合					改修
			公募条件検討	公募	事業者 決定	契約 締結		

※新庁舎の整備は、令和10年度の着工、本館の取扱は、令和5年度中に取扱決定を目標とするが、それ以外の内容については、流動的である。

※庁舎整備の検討と併せて、市民サービスの改善や業務効率化、職員の働き方改革などを進める。